

岐阜市子どもの権利に関する条例（子ども版）

岐阜市 子どもの権利 ～みんなの約束～

※ 家の方といっしょに読み、

子ども（自分たち）の権利について考えてみましょう。

《家の方へ》

お子さんといっしょに、この冊子を読み、
一人ひとりを大切にすることについて考えてみてください。



岐阜市では 子ども専用 の悩み・不安の相談窓口を設けています。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

☎ 子どもホットダイヤル 0120-43-1474 (無料)

✉ 子どもホットメール gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp



「メール相談」

岐阜市・岐阜市教育委員会

岐阜市 子どもの権利～みんなの約束～



人は、だれでも生まれたときから幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利を持っており、大人のつごうや感情で、その権利がじゃまされではありません。

私たちは、子ども一人ひとりが、もともと持っているよいところをどんどんのばし、幸せな人生を送ることができますように、子どもの権利をせいいっぱい守ります。

そのために、子どもの権利を守り、子どもを応援するまちづくりに取り組みます。

みんな 子どもの皆さん。

この岐阜市の約束の中で、皆さん一人ひとりが生まれたときから権利を持っていること、特に大切だと思われる権利を一つひとつ書いてあります。これらの権利は、せいいっぱい守られなければなりません。

一人ひとりが権利を持っているということは、自分に権利があるのと同じように他の人にも権利があるということです。皆さん、自分が権利を持っていることを知り、他の人にも権利があり、お互いに権利を守り合うことが大切であることを分かってほしいと思います。また、あなたのまわりの多くの人が、自分の権利と同じように他の人の権利を大切にしようとしていることで、あなたの権利が守られているのだということを考えてほしいと思います。

私たちは、さまざまなよさをたくさん持っているすべての子どもの幸せのために、子どもの権利を守ることを目的として、ここに、子どもの権利に関する岐阜市の約束をつくります。

*権利：幸せに育ち生きることができるよう大切にされること。何か活動したり、しなかつたりすることを自分で選べる自由。それらのことを権利と言います。権利は、だれもが生まれたときから平等に持っています。



第1章 全体的なこと

(この約束の目的)

第1条 この約束は、世界の国々の代表が集まって世界の平和と安全を守っている国際連合がつくった「子どもの権利条約」をもとにしてつくりました。



子ども一人ひとりの幸^{しあわ}せのために、岐阜市の人みんなが、子どもの気持ちを大切にし、子どもの権利^{けんり}が守^{まも}られるようにすることを目的^{もくてき}にしています。

(この約束に書かれている「子ども」「子どもが育ち・学ぶための施設」とは)

第2条 この約束に書かれている「子ども」「子どもが育ち・学ぶための施設」とは、このような意味です。

(1) 「子ども」とは、主にまだ18歳になっていない人のことです。

(2) 「子どもが育ち・学ぶための施設」とは、保育所、学校、図書館、体育館など、子どもが入ったり、通^しったり、利用したりする施設のことです。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第3条 この章に書いてある権利は、子どもにとって、特に大切なものとして守られなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、家庭や社会の中で、権利を持つ一人の人間として大切にされ、安全に安心して暮ら^くすために、主に次の権利が守られます。

(1) 命が大切にされること。

(2) 愛情を受け、夢や希望、悩みなど、自分たちの考えを理解されて育てられること。

(3) 健康であるように見守られ、病気のときは医者にかかることができること。

(4) どんな差別も受けないこと。

(5) ひどい扱い(虐待)、暴力、いじめなどを受けないこと。

(6) むりやり体をさわられたり、だきつかれたりするなどの、いやなことをさ

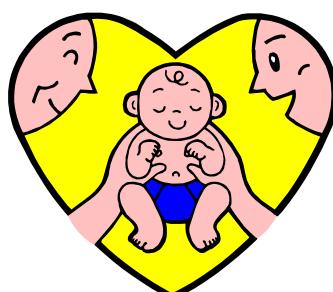
れること。

* 虐待^{ぎやくたい}：・体に暴力^{ぼうりょく}をふるうこと。

・むりやり体をさわったり、だきついたりすること。

・保護者^{ほごしゃ}としてしなくてはならない子どもの世話や教育をしないこと。

・言葉や態度などで子どもの心を傷つけること。



(のびのびと育つ権利)

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間として育っていくことができるよう、
主に次の権利が守られます。

(1) その子らしさが認められ、一人の人間として大切にされること。

(2) 自分のことを自分で考えて決めるこ^と。

(3) 遊んだり、音楽や美術やスポーツを楽しんだりすること。

(4) いろいろなことを学ぶこ^と。



(5) ゆっくり休むこと。

(6) 放ほうっておかれず、1日の生活の仕方や社会の中で他の人といっしょに生活していく能のうりょく力を身に付けること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主に次の権利が守られま

す。

(1)(2) 虐ぎゃくたい待まつを受けたりして権利が守られていないと感じたら、助けを求めてその場から逃げ出し、だれかに守まもってもらうこと。

(分かりやすいよう(1)(2)項を合わせて表現しました。)

(3) 人に知ひみつられたくない秘密まもが守まもられること。

(4) 自分の性格、個性がけなされたりして、一人ひとりが心の中で大切にしていることを傷つけられるようなことがないこと。

(意見を言ったり、参加したりする権利)

第7条 子どもは、自分に関係があることについて意見を言う権利があり、仲間なかまと会をつったり、そうした会やいろいろな行事に参加したりできます。そのために、主に次の権利が守られます。

(1) 必要な情報ひつようを手に入れることができること。

(2) 自分の意見を言ったり、文書や絵や音楽などで表現したりすることができ、それらの意見が大切にされるこ

れること。

(3) 仲間なかまをつくり、仲間なかまと集まるこ

(4) 年齢や成長に合わせて、社会のいろいろな場ねんりょう(子ども会、学校、市役所、県庁、新聞・雑誌の

投稿欄とうこうらん

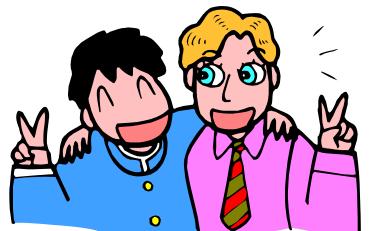
など)で意見を言い、その意見が大切にされること。

(その人に合った援助えんじょを受ける権利)

第8条 子どもは、国籍こくせきの違いや障がいなどに関係なく、ここに書かれて

れている権利が守られます。そのために、必要があれば国や県、

市の助けを借りることができます。



* たとえば、日本国籍こくせきがなくても、障がいがあっても、教育を受けたり、いろいろな行事に参加したり、必要な場合

は生活の援助えんじょを受けたりできること。

第3章 大人が子どもの権利が守られるようにするためにやらなくてはならないこと

(市役所、保護者、その地域に住んでいる大人、学校や保育所など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人、会社やお店を経営している人)

(市役所がやらなくてはならないこと)

第9条 市役所は、子どもの権利が守られるようにするためにどうしてもやらなくてはいけない仕事を、市民の意見を聞きながら決めて、協力して実行しなければなりません。

2 市役所は、そのために(1)～(5)の役割を果たします。

- (1) いろいろな方法で、子どもの権利についてみんなに知らせます。
- (2) 子どもが悩みや困りごとを相談したり、子どもを育てることに關して保護者が相談し援助を受けたりできるようにします。
- (3) 市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を守っていくことができるようになります。



(4) 市役所みんなで協力して、また、そのほかの子どもの権利を守る仕事をしている所とも協力して、子どもとその保護者に対して、子どもの権利を守るために必要なことに取り組みます。

(5) 子どもが、市全体の取り組みについての情報を持て入れ、それについて自分の意見を言ったりすることによって、取り組みに参加することができるようになります。

(保護者のやらなくてはならないこと)

第 10 条 保護者は、育てている子どもの権利を守るのは、まず自分であることを忘れないようにして、子どもの権利を大切にしなければなりません。

2 保護者は、そのために(1)～(6)の役割を果たします。

- (1) 子どもを愛情を持って育て、子どもの安全と健康のためにせいいっぱい心を配ります。
- (2) 子どものその子らしさを認め一人の人間として大切にし、勉強や文化やスポーツに親しむ機会をつくるようにします。
- (3) 家庭が子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう心を配り、1日の生活の仕方や、社会の中で他の人といっしょに生活していく能力が身に付くようにします。
- (4) 子どもにひどい扱い(虐待)をしてはいけません。
- (5) 子どもの知られたくない秘密にむやみに立ち入らないようにします。
- (6) 子どもの意見を大切にします。



(その地域に住んでいる大人がやらなくてはならないこと)

第 11 条 地域に住む大人は、身近にいる子どもに关心を持って見守り、働きかけ子どもの権利を守るようにしなければなりません。

2 その地域に住んでいる大人は、そのために(1)～(3)の役割を果たします。



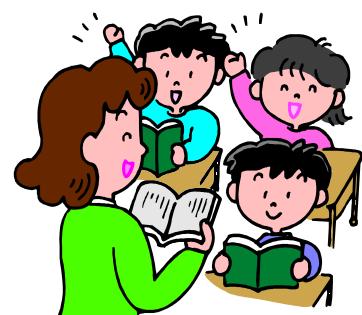
- (1) 子どもの権利を守り、子どもが一人の人間としてすこやかに育つことができるよう、安心で安全なまちづくりを進めます。
- (2) 子どもを見守り、必要があるときは、子どもの権利を守る仕事をしている所へ連絡したり、相談したりして、子どもの権利が守られるようにします。
- (3) 地域の行事などについて、その行事の情報を子どもが手に入れたり、意見を述べたりできる機会をつくり、子どもがまちづくりに参加することができるようになります。

(保育所や学校など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人がやらなくてはならないこと)

第 12 条 保育所や学校など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人は、子どもが自分の持っているよいところをどんどんのばすことができるようになり、子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

2 保育所や学校など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人は、そのために(1)～(4)の役割を果たします。

- (1) 子どもが権利を持つ一人の人間であることを認め、子どもの立場に立って仕事をします。
- (2) ひどい扱い(虐待)・しかるためにたたいたりすること(体罰)・いじめなどについての相談を受けることができるようになり、そのようなことから子どもが守られるようにします。のために、そのほかの子どもの権利を守る仕事をしている所と協力します。
- (3) その仕事の進め方について、子どもが情報を手に入れることができますようにし、子どもの意見を聞くようにします。
- (4) 子どもが、一人ひとりに合った保育や教育を受けることができ、そのために必要な情報を手に入れることができます。



(会社やお店を経営している人がやらなくてはならないこと)

第 13 条 会社やお店を経営している人は、会社やお店のやっていることで子どもの権利が傷つけられないようになり、会社やお店で働いている人に対して、その子どもの権利が守られるように心を配り、応援しなくてはなりません。

2 会社やお店を経営している人は、そのために(1)～(2)の役割を果たします。

- (1) 会社やお店のやっていることが子どもに影響があることを心にとめて、子どもが大切にして会社やお店を経営するようにします。
- (2) そこで働いている人に対して、その子どもの権利が守られるように心を配り、子どもの権利の大切さについて知ることができます。



(大人みんながやらなくてはならないこと)

第 14 条 市役所、保護者、その地域に住んでいる大人、学校や保育所など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人、会社やお店を経営している人など、大人みんなは、子どもの権利を守るためにお互いに協力するようにします。

2 市役所、保護者、その地域に住んでいる大人、学校や保育所など子どもが育ち・学ぶための施設に勤める人、会社やお店を経営している人は、子どもが、自分の権利について知り、他の人の権利を大切にすることについても学ぶことができるようになります。

第4章 自分が権利を持っていることをきちんと知ること、そして、他の人の権利も大切にしなくてはならないこと (子どもがやらなくてはならないこと)

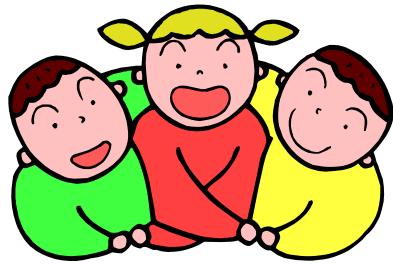
第15条 子どもは、自分に権利があることをきちんと知って、他の人に同じ権利があることが分かり、お互いに相手の権利を大切にし合わなければなりません。

2 子どもは、そのために(1)～(3)の役割を果たします。

(1) 子どもは、自分の権利について学び、その権利を正しく使い、権利を守るようにします。

(2) 子どもは、いじめや差別などをせず、また、いじめや差別がなくなるようにします。

(3) 子どもは、地域の行事やボランティア活動などに進んで参加し、人々の権利を大切にするまちづくりを大人といっしょに進めます。



第5章 子どもの権利推進委員会(子どもの権利・未来を考える会)

(子どもの権利推進委員会(子どもの権利・未来を考える会)をつくること)

第16条 市役所と市民がそれぞれの役割を果たし、子どもの権利がみんなで守られるようにするために、「岐阜市子どもの権利推進委員会」(子どもの権利・未来を考える会)をつくります。

2 推進委員会(考える会)では次のことについて話し合いをし、分からぬことについては、市長に質問し、答えもらいます。

(1) 子どもの権利を守るための市の仕事のやり方や進み方について

(2) 子どもの権利が守られているかどうかについて

3 推進委員会(考える会)は、これらのことについて、必要があれば、市長に、こうしてはどうかという意見を出すことができます。

4 推進委員会(考える会)は、15人以内の委員でつくります。

5 委員は、次の人の中から、市長がお願いをしてなってもらいます。

(1) 人権擁護の仕事をしている人、学校の先生、児童福祉の仕事をしている人、お医者さんなど

* 人権擁護の仕事をしている人:市民の権利が守られているか見守り、苦しむ人を助けたり、権利の大切さを広めたりしている人

(2) 大学の先生などの中で、子どもの権利にくわしい人



- (3) 立候補した市民の中から選ばれた人
 (4) そのほか、市長がふさわしいと考えた人

6 委員は、2年間その仕事をします。もし、途中でやめる人があったら、かわりの人がやめた人の残りの期間だけ仕事をします。

* たとえば、Aさんが1年間委員の仕事を行いましたが、委員をやめることになったとします。そこで、かわりのBさんに仕事をしてもらうことになりました。委員は本当は2年間仕事を行いますが、BさんはAさんのかわりとして選ばれたため、残りの1年間だけ仕事をします。

7 2年間が終った後、続けて委員になることもできます。

8 これ以外の推進委員会を開くために必要なことは、別に規則をつくります。

第六章 その他

(市長への委任)

第 17 条 この約束に書かれていなくて、子どもの権利を守るために必要なことがあれば、市長が決めます。



附則

1 この約束は、平成 18 年 4 月 1 日から、岐阜市の約束として子どもの権利を守ります。

「岐阜市子どもの権利に関する条例」は岐阜市ホームページでご覧いただけます。 <http://www.city.gifu.lg.jp/5011.htm>



岐阜市ホームページ

もやもやした気持ちをかかえていませんか？

苦しんでいる友だちはいませんか？

ひとりでかかえ込まずに

“エールぎふ” や先生、友だち、家族に相談してください。

あなたはひとりじゃないよ！

